

第34回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年3月17日（火）午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所 大会議室1・2号

3 出席委員（22人）

農業委員

1番	埤田	定
2番	熊野	茂公
3番	宮内	昭壽
4番	河村	晴夫
5番	小林	勉
6番	田村	尚利
7番	出穂	真奈美
8番	鬼武	敬子
9番	繁本	武紀
10番	藤本	準一
11番	山本	忠男
12番	田村	耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1番	小田	博
2番	城	俊治
3番	末岡	博
4番	國弘	久男
5番	西村	隆裕
6番	秋山	孝
7番	西岡	正信
8番	弘田	靖
9番	久保田	等
10番	尾崎	敬一

4 欠席委員

農業委員（0人）

農地利用最適化推進委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 光市農業委員会規程の一部改正について

議案 第2号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 農地の転用事実に関する照会について

報告 第3号 非農地証明について

報告 第4号 水田埋立による畑地造成報告について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 橋本 卓也

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第 34 回農業委員会総会を開会いたします。

本日出席の農業委員は 12 名、農地利用最適化推進委員は 10 名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、1 番 埴田 定 委員、2 番 熊野茂公 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局長

それでは、最初に議案第 1 号「光市農業委員会規程の一部改正」について説明いたします。

お手元の資料をご覧くださいと思います。

議案第 1 号の資料の 2 ページの新旧対照表をご覧ください。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度が導入され、光市農業委員会規程に引用しております第 5 条第 1 項第 3 号中の「」臨時職員の雇用」の文言を「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の任用」に改めるものです。

なお、この告示は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

会計年度認証職員制度導入につきましては、机上に配布しております議案第 1 号の補足資料をご参照いただけたらと思います

以上で、議案第 1 号並びに議案第 2 号の説明を終わります。

議長

以上の説明でございますが、何かございますでしょうか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

それでは、議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。
つづきまして、議案第 2 号に入りたいと思います。

事務局

それでは、議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は、2 件でございます。

それでは、番号 1 からご説明申し上げます。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字束荷地内の市役所大和支所の北西東約 3 km に位置する 2 筆で、地目は田、面積が 7,374 m²です。申請の事由ですが、当該農地は、従前より譲受人が譲渡人より借受、水稻栽培を行ってきました。譲渡人より当該農地を買い取ってほしい旨申し出があり、安定した農業経営を今後も継続してゆきたいと考えていた譲受人が受諾し、この度申請に至ったものです。

それでは、農地法第 3 条第 2 項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号の「全部効率利用要件」についてですが、農地は、住いから近距離にあり、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、取得後も効率的に耕作を行うことを認められると考えます。

続いて第 2 号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第 3 号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第 4 号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第 5 号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である 30 アールは満たしており問題ありません。

続いて第 6 号の「転貸禁止要件」ですが、本件は該当しません。

続いて第 7 号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては 出穂委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長

出穂委員、補足説明をお願いします。

7 番

特に補足はございません。

議長

それではこれより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決に入ります。

議案第 2 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので議案第 2 号番号 1 は原案どおり決定いたしました。

事務局

つづいて番号 2 についてご説明いたします。

申請のあった土地は、大字島田地内の島田中学校の北東約 4 0 0 m に位置する 1 筆で、地目は田、面積が 1,554 m²の自作地です。申請の事由ですが、相続した当該農地の維持管理が困難であるため、譲受人に贈与の申し出があり、耕作地を拡大し安定した農業経営を今後も継続してゆきたいと考えていた譲受人が受諾し、この度申請に至ったものです。

それでは、農地法第 3 条第 2 項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号の「全部効率利用要件」についてですが、農地は、住いから近距離にあり、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、取得後も効率的に耕作を行うことを認められると考えます。

続いて第 2 号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第 3 号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第 4 号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第 5 号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である 30 アールは満たしており問題ありません。

続いて第 6 号の「転貸禁止要件」ですが、本件は該当しません。

続いて第 7 号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては宮内委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮内委員、補足説明をお願いします。

3 番 特にありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 2 号番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので議案第 2 号番号 2 は原案どおり決定いたしました。

事務局

それでは、議案第 3 号 「農地法第 5 条転用許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は 2 件でございます。

それでは、番号 1 からご説明申し上げます。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております

申請者ですが、譲受人は市内に住む介護士の個人で、譲渡人はやはり市内に住まいの無職の個人です。

申請のあった土地は、岩田地内の市役所大和支所から西南約 1 km に位置する 1 筆で、登記地目は畑、面積は合わせて 393 m² の自作地です。

譲受人は、ここを取得し、93.5 m² の自己用住宅 1 棟を建設しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、都市計画法に基づく用途区域内にあることから第 3 種農地と判断いたします。第 3 種農地は基本的に許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、自己用住宅ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみななので、これには該当いたしません

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が自己用住宅であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、弘田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 弘田委員、補足説明をお願いします。

推進 8 番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。議案第 3 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので議案第 3 号番号 1 は原案どおり決定いたしました。

事務局 それでは、番号 2 を説明申し上げます。

本件は賃貸借権の設定による転用許可申請となっております

申請者ですが、借り受人は宇部市内に本社のある電気工事業を営む法

人で、貸付け人は市内に住まいの無職の個人です。

申請のあった土地は、光井地内のスポーツセンターの北、約 400m に位置する 1 筆で、登記地目はいずれも田、面積は 2,269 m²の自作地です。

借り受人は、このうち 600 m²を借受け、本年 7 月末まで送電線鉄塔立替に係る資材、機材の置場として一時的に利用しようとするものです。

なお、工事終了後速やかに現状復旧され、貸主に返還されるものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、第 1 種、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないことから第 2 種農地と判断いたします。第 2 種農地は他に代替となる用地がない場合許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、資材・機材置場ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が資材・機材置場であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、藤本委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 藤本委員、補足説明をお願いします。

10 番 特にありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。議案第 3 号番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので議案第 3 号番号 2 は原案どおり決定いたしました。

事務局 それでは続きまして、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書をご覧ください。

新規が 52 件、88 筆で面積は 137,716 m²、更新が 81 件、123 筆で面積は 156,377 m²、合計は 133 件、211 筆で面積が 294,093 m²です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強

化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。
説明は以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。続いて報告事項をお願いします。

事務局

それでは報告事項 1 号から 4 号は一括して説明申し上げます。

まず報告第 1 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、2 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

次に報告第 2 号「農地の転用事実に関する照会について」です。

照会の件数は 1 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

過去に転用の届け出を受理しており、農地法上の影響を受けない土地である旨回答いたしました。

次に報告第 3 号「非農地証明について」です。

証明願の件数は 3 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員さんほか 2 名の委員さんと、事務局 1 名による現地調

査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

次に報告第４号「水田埋立による畑地造成報告について」です。

報告の件数は１件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、報告書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、受理いたしました。

説明は以上です。

議長

只今の報告第１号から第４号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと思います。

以上で第３４回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和２年３月１７日開催の第３４回光市農業委員会総会の議事録である。

令和元年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印